

旅館業営業者たる法人の合併承認申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

主たる事務所の所在地
届出者 名称及び代表者の氏名
(電話番号)

旅館業法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、旅館業営業者たる法人の合併の承認を受けた
いので、次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併設立する法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併により消滅する法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併の予定年月日		年 月 日		
営業施設	所在地			
	名 称			
営 業 種 別		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下 宿		
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号	第 号
申請者の欠格事項該当の有無(その業務を行う役員を含む。)	1	精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者		有・無
	2	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者		有・無
	3	禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者		有・無
	4	旅館業法第 8 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して 3 年を経過していない者		有・無
	5	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)		有・無
	6	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が 1 から 5 までのいずれかに該当するもの		有・無
	7	暴力団員等がその事業活動を支配する者		有・無
清純な施設環境を保全する必要がある施設	旅館業法第 3 条第 3 項に規定する施設(該当する場合は、名称及びその敷地までの距離		有〔 m 〕・無	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員名簿（住所、氏名、ふりがな、生年月日及び性別を記載したもの）
- (3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書
- (4) 旅館業法第3条第2項第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面